

平成30年度 第12回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成31年3月20日（水） 午後2時30分から午後2時55分まで

2. 場所： 西宮市役所 職員会館 第2中会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	中務 幸雄
	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾尚之 （主査）吉田順二 産業文化局長）太田聖子 （産業部長）部谷昭治

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第14号】 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
<審議結果:承認>

【議案第15号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件
<審議結果:承認>

【議案第16号】 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件
<審議結果:承認>

【報告第32号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第33号】 農地法第18条の規定に基づく解約等ノ通知の件

【報告第34号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦労様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。
- それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、14番前田委員と2番中務委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願いします。それではこれより議案審議に入ります。
- まず、まず、議案第14号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。
- 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第14号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】**
- 生産緑地として指定されています本申請地の農業の主たる従事者であった申請者の母が死亡により農業に従事できなくなり、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買い取り申し出をするにあたり、農業委員会に対し、申請者の母が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
- 茶谷委員 茶谷委員お願いします
- 茶谷委員 議案第14号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、調整池から北へ150メートルのところにあります。申請農地は、耕作地として適正に管理されています。
- 以上で地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委員 (意見なし)
- 議長 無ければ、議案第14号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくことにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第14号につきましては、証明書を交付することとします。続きまして、議案第15号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
- 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第15号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】**

それでは、本日配布しています資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えています。以上で議案の説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。

庄治委員お願いします

庄治委員

議案第15号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、公会堂から南東へ180メートルのところにあります。農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は、農会に所属しており、当該農地の周辺農地を家族と共に耕作しており、生産意欲も高く、農業に必要な機械を持っており、許可しても問題ないと思われま

す。以上で地元委員の説明を終わります。

議 長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委 員

(意見なし)

議 長

無ければ、議案第15号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第15号につきましては、許可することとします。続きまして、議案第16号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第16号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書3ページをご覧ください。

【議案書朗読】

申請地は市街化調整区域ですので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。意見書送付に際しまして、「立地基準」と「一般基準」を満たしているかどうかを検討しますが、いずれかの基準を満たさない場合は許可はできません。資料のとおり本申請地は第3種農地に該当し「立地基準」は満たすものと考えています。また「一般基準」につきましては、書類審査により本計画については、計画内容からも事業目的が果たされ、周辺農地への影響についても問題ないと判断されますので、許可相当と考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。

庄治委員お願いします

庄治委員

議案第16号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、トンネル北側出口から北西へ30メートルのところにあります。申請農地は一部グラウンドと一体となっているものの、ほとんどが急な傾斜地で、雑木林になっているため耕作は困難と考えます。よって野球練習場への転用については、特に問題ないと思われま

す。以上で地元委員の説明を終わります。

議 長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委員 (意見なし)

議長 無ければ、議案第16号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、意見書を付けて県知事に進達することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第16号につきましては、県知事に進達することとします。これより報告案件に入ります。まず報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もありませんので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第33号「農地法第18条の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第33号「農地法第18条の規定に基づく解約等の通知の件」です。

【議案書朗読】

添付書類も含めて通知要件を満たしておりましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続いて報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後2時55分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩